

教人課第42号  
令和3年4月7日

各県立学校長 殿

人権教育課長

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する  
差別や偏見の防止について（通知）

このことについて、文部科学省から別添のとおり周知依頼がありました。  
つきましては、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別を生じさせないため、貴校の幼児児童生徒に対して、適切な知識に基づき、噂やデマ等に惑わされず相手の立場を考えた行動がとれるよう、発達段階に応じた指導を徹底するとともに、日々の人権教育に積極的に取り入れるようお願いいたします。

また、医療従事者やその家族の方々への人権の配慮をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する対応において、幼児児童生徒や保護者への人権に十分配慮くださるようお願いいたします。

担当	人権教育課	教育推進担当
	指導主事	三岡 功和
	電 話	088-621-3157
	ファクミリ	088-621-2885